

④ 生活福祉資金貸付制度による貸付について

(社会・援護局地域福祉課)

■ 生活福祉資金制度による対応の内容

福祉制度における利用者負担は、これまで負担能力に応じたものとされていたのに対し、介護保険制度においては、基本的には全ての利用者から利用料の1割の負担を求めることがになっている。

このため、低所得者の中には、

- ① 年金などの収入が得られるまで間がある
- ② 家族が遠隔地に居住していること等により一時的に家族の援助が得られない

等により、その自己負担額が一時的に融通できない者も生じることから、自己負担額及び食事標準負担額、介護保険料に相当する額を生活福祉資金で貸付することにより介護保険制度利用者の負担軽減を図る運用の拡大を図り対応するもの。

また、現金給付（償還払い）となる介護サービスについては、現金給付（償還払い）がなされるまでに通常申請後2～3ヶ月を要すると見込まれているため、一時的に本人が立て替えるための経費としても貸付を行うもの。

なお、それに伴う貸付原資及び事務費については、平成12年度予算において追加要望をする方向で検討しているところである。

都道府県におかれでは、その趣旨をご理解いただき、予算面その他必要な準備につき、適切な対応をお願いしたい。

○ 具体的な対応方法

療養資金の貸付対象に介護保険の一部負担等に要する経費を加えるとともに特別の基準を設け対応するものとする。

○ 貸付限度額	270,000円以内（特別498,000円以内）
○ 貸付対象期間	原則1年（特別1年6ヶ月）
○ 据置期間	最終貸付日から6月以内
○ 償還期限	5年以内
○ 貸付利子	無利子

※ 貸付限度額の特別基準を430千円から498千円に引上げること以外は、現行の生活福祉資金（療養資金）と同じ。

■ 貸付の対象

1 利用料の自己負担（1割負担）、介護保険料等に対する貸付

※ 介護保険による利用料の自己負担額等を一時的に融通できない者に対して自己負担額及び食事標準負担額、介護保険料に相当する額を生活福祉資金で貸付することにより介護保険制度利用者の負担軽減を図るもの。

ただし、貸付であるため、一時的に融通できない者が対象であり、借入申込時点で明らかに償還の見込めない者は貸付の対象とはならない。

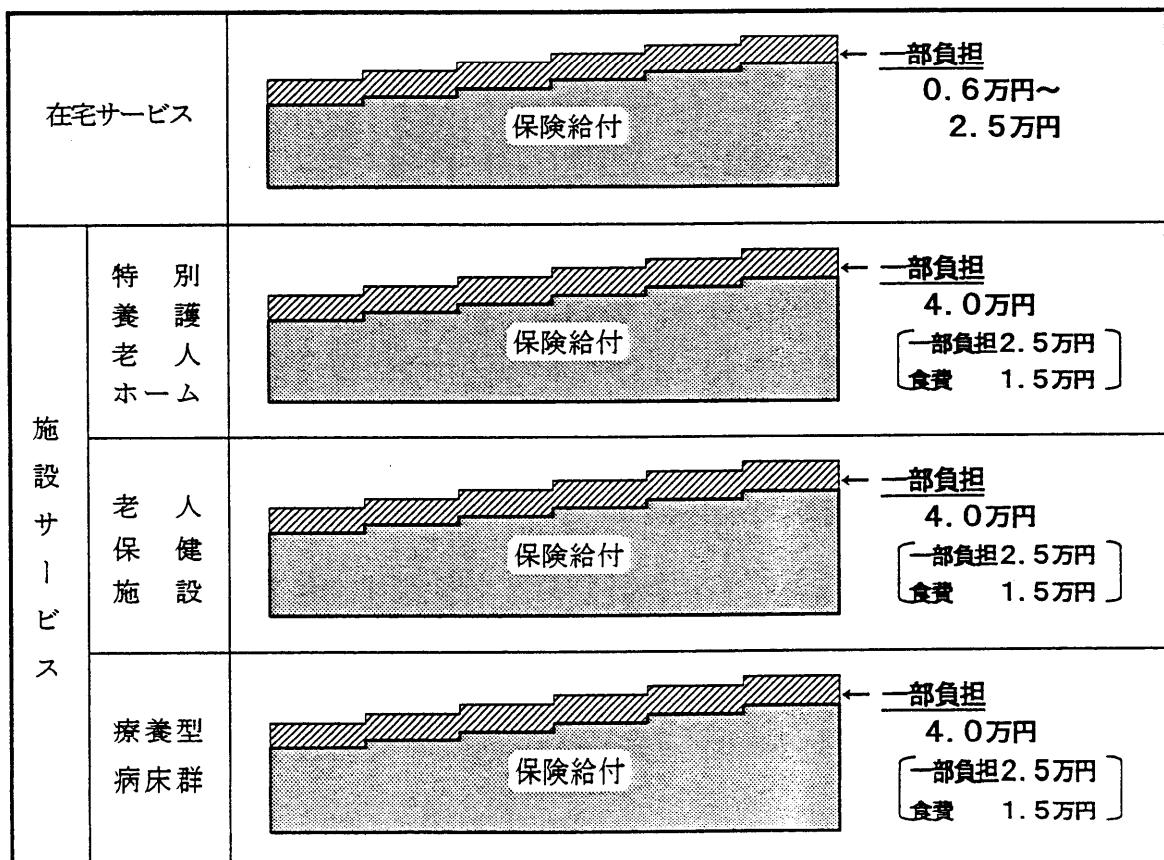
介護保険における自己負担の上限額見込（月額）

区分	高額介護サービス費 自己負担上限額 a	食事標準負担額 (日額) b	介護保険料 (月額) c	自己負担見込 a+b×30+c
① 老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	15,000	300	1,250	25,250
② 低所得者 ※	24,600	500	1,875	41,475
③ ①、②以外	37,200	760	2,500	62,500

※ 低所得者は市町村民税非課税世帯及び境界層該当者（減額措置がなければ生活保護が適用となる者）

41,475円(自己負担見込) × 12月 = 497,700円 ≈ 498,000円

介護保険における低所得者の場合の一部負担の例（月額）



※ 一部負担には 介護保険料は含まない。